

令和 5 年 6 月 1 6 日

## 旧久宝寺幼稚園園庭(かまどベンチ)使用に当たって（案）

久宝寺小学校区まちづくり協議会

### I. 使用の範囲

本「旧久宝寺幼稚園園庭使用に当たって」は、園庭使用の範囲に適用されます。  
また、園庭の使用は、平成 2 5 年 3 月 1 日施行「久宝寺小学校区まちづくり協議会  
規約」に則り、主に「かまどベンチ」の活用を中心とした防災活動を目的としたもの  
とします。

使用の日は、放課後児童室の運営に支障の無いよう、また、安全面を考慮して、  
日曜日と祝日の午前 8 時から日没までとします。

なお、「旧久宝寺幼稚園建物内の会議室等の使用」は、久宝寺地区福祉委員会のもとに  
管理されます。

### II. 使用の申込

旧久宝寺幼稚園園庭の使用に当たっては、別に定める「旧久宝寺幼稚園園庭使用申込書」  
を、以下に提出して申し込んでください。

< 申込書の提出と申し込みに関する連絡先 >（令和 5 年 4 月 2 8 日現在）

久宝寺小学校区まちづくり協議会副会長 中島 茂：090-1676-3282

（\*「申込書」は、上記連絡先で準備しています。）

< 使用許可 >

使用許可は、使用申し込みのあった先着順とします。

（\* 使用日の 6 か月前から申し込み可）

### III. 使用の方法

- ① 使用許可を受けたものは、使用日の 1 週間前までに、以下の鍵管理者に電話で鍵の  
受け渡しについて調整の上、鍵を受け取ってください。
- ② 使用時間になってから、旧久宝寺幼稚園正門の鍵を開けて入り、園庭使用中には  
鍵を厳重に管理してください。
- ③ 園庭使用後は、園内の整理・清掃を徹底し、正門の施錠を確実にしてください。
- ④ 鍵は、できるだけ速やかに鍵管理者まで返却してください。

< 鍵管理者、及び連絡先 >

久宝寺小学校区まちづくり協議会会長 笠原 彰：090-8480-8201

副会長 中島 茂：090-1676-3282

#### IV. 使用の変更・中止

- ① 使用の変更や中止をするときは、速やかにその旨を、上記の「申し込み連絡先」に連絡し、変更の場合は、改めて「旧久宝寺幼稚園園庭使用申込書」を提出してください。

#### V. 使用上のお願い

- ① 消防署への届け出などを済ませてから使用してください。
- ② 使用目的以外の設備などの使用を控え、使用時間の厳守に努めてください。
- ③ 園庭は、荷物などの運搬などを除き、自動車の乗り入れをしないでください。
- ④ 旧久宝寺幼稚園建物内には、無断で入ったり、使用はしないでください。
- ⑤ 塀や設備などに許可なくビラやポスターなどを掲示したり、傷を付けないようにしてください。
- ⑥ 所定の場所（かまどベンチ）以外では火気を使用しないこと。
- ⑦ かまどベンチ使用時には、消火器、消化バケツなどの消火用品を備えてください。
- ⑧ 敷地内での飲酒・喫煙は禁止です。
- ⑨ 雨天時の雨溜まりを防ぐための配慮をして使用してください。
- ⑩ 近隣住民や通行人に迷惑となるような行動や声出しは慎んでください。
- ⑪ 使用の際に持ち込んだ資料や備品などは、退出時に必ず持ち帰ってください。
- ⑫ 使用後は、園庭の整理・清掃を行い、ごみなどは必ず持ち帰ってください。
- ⑬ 使用後は、正門施錠を確実にいき、速やかに退出してください。
- ⑭ 敷地内の設備や備品を破損した場合は、使用者で現状復帰してください。
- ⑮ 本「旧久宝寺幼稚園園庭(かまどベンチ)使用に当たって」を遵守していただけない使用者には、今後、申し込みを受け付けない場合があります。

以上